建 築 工 事 標 準 仕 様 書

（水再生センター・ポンプ所用）

平成２６年４月

東京都下水道局

目　　次

第１章　総　　則 …… 1
　第１節　一般事項 …… 1
　　１．１．１　適用範囲等 …… 1
　　１．１．２　用語の定義 …… 2
　　１．１．３　疑義に対する協議等 …… 6
　　１．１．４　監督員の権限 …… 6
　　１．１．５　設計図書の照査等 …… 7
　　１．１．６　工事用地等の使用 …… 8
　　１．１．７　受注者相互の協力 …… 9
　　１．１．８　調査・試験に対する協力 …… 9
　　１．１．９　条件変更等に伴う関係資料の作成 …… １０
　　１．１．10　工事の一時中止 …… １０
　　１．１．11　警報発表による工事中止 …… １１
　　１．１．12　契約解除権の行使に伴う措置 …… １１
　　１．１．13　工期変更 …… １１
　　１．１．14　出来形数量の算出 …… １２
　　１．１．15　部分使用 …… １３
　　１．１．16　履行報告及び提出書類 …… １３
　　１．１．17　日雇労働者の雇用 …… １３
　　１．１．18　環境対策 …… １４
　　１．１．19　文化財その他の埋蔵物 …… １９
　　１．１．20　諸法令等の遵守 …… ２０
　　１．１．21　官公署等への手続等 …… ２３
　　１．１．22　不可抗力による損害 …… ２５
　　１．１．23　特許権等 …… ２６
　　１．１．24　保険の加入及び事故の補償 …… ２６
　　１．１．25　臨機の措置 …… ２７
　　１．１．26　環境技術の適用 …… ２７
　第２節　着　　手 …… ２７
　　１．２．１　支障物件処理 …… ２７
　　１．２．２　工事説明会等 …… ２８
　　１．２．３　準備作業 …… ２８
　　１．２．４　工事現場のイメージアップ …… ２８
　　１．２．５　施工計画書 …… ２８

第３節　施工管理 ・・・

第２章　材　　料 ・・・

第１章　総　　則

第１節　一般事項

１．１．１　適用範囲等

（１）適用範囲

この「建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用）」（以下「標準仕様書」という。）は、「東京都下水道局契約事務規程」（昭和41年下水道局管理規程第33号）第37条第１項の規定に基づき、東京都下水道局（以下「当局」という。）が施行する水再生センター及びポンプ所工事のうち、建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事及び建築改修工事（以下「工事」という。）の請負契約に係る工事請負契約書及び約款（頭書きを含み以下「契約書」という。）並びに設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（２）優先順位

全ての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のアからカの順番のとおりとする。

また、これにより難い場合は、「１．１．３　疑義に対する協議等」による。

ア　質問回答書
イ　特記仕様書
ウ　図面
エ　標準仕様書（当局が定める土木工事標準仕様書、設備工事標準仕様書等）
オ　「表1.1-1」に掲げる仕様書等
カ　「東京都建築工事標準仕様書」

表1.1-1　適用する仕様書等

工事種別	仕様書名
建築工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「建築工事標準詳細図」
建築機械設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」
建築電気設備工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」
建築改修工事	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(機械設備工事編)(電気設備工事編)」

(3) 施工管理体制の遵守

受注者は、標準仕様書の適用に当たっては、「建設業法」（昭和24年法律100号）第18条の定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。

(4) 設計図書の相違事項

特記仕様書と図面との間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は監督員に確認し、指示を受けなければならない。

(5) 用語の読替え

設計図書に記載している各種仕様書、ガイドライン、要領、方針等について、文中に記載の「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。

(6) ＳＩ単位

設計図書は、ＳＩ単位を使用するものとする。

１．１．２ 用語の定義

この標準仕様書において用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 監督員

「監督員」とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況

の確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに現場監督業務の掌理を行う者で、契約書に基づき当局が通知した者をいう。

（２）受注者

「受注者」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。

（３）契約図書

「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

（４）設計図書

「設計図書」とは、１．１．１　適用範囲等　（２）　アからカまでをいう。

（５）仕様書

「仕様書」とは、各工事に共通する標準仕様書と工事ごとに定める特記仕様書を総称していう。

（６）標準仕様書

「標準仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

（７）特記仕様書

「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいい、工事施行に関する工種、設計数量、及び規格を示した数量表を含む。

（８）図面

「図面」とは、入札に際して当局が示した設計図及び当局から変更又は追加された設計図をいう。

（９）指示

「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

(10) 承諾

「承諾」とは、契約図書の承諾事項について、書面により当局又は

監督員と受注者とが同意することをいう。

(11) 協議

「協議」とは、契約図書の協議事項について、書面により当局又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(12) 提出

「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(13) 提示

「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

(14) 報告

「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

(15) 通知

「通知」とは、当局若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が当局若しくは監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

(16) 連絡

「連絡」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、契約書第17条（条件変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

(17) 書面

「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

ア　緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

イ　電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

(18) 確認

「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について、契約図書との適合を確かめることをいう。

(19) 立会い

「立会い」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(20) 工事検査

「工事検査」とは、検査員が契約書第30条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）及び第39条（一部完了）に基づいて工事の完了の確認を行うことをいう。

(21) 検査員

「検査員」とは、「東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程」（昭和41年下水道局管理規程第34号）第29条又は第29条の２第１号により指定を受けた者で、契約書第30条第２項（検査及び引渡し）に基づき、工事検査及び工事材料（機器を含む。）検査を行う者をいう。

(22) 施工図等

「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。

(23) 工事

「工事」とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。

(24) 本体工事

「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

(25) 仮設工事

「仮設工事」は、各種の仮工事であって、工事の施工及び完了に必要とされるものをいう。

(26) 工事区域

「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

(27) 現場

「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。

(28) ＪＩＳ

「ＪＩＳ」とは、「工業標準化法」（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格をいう。

(29) ＪＡＳ

「ＪＡＳ」とは、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格をいう。

(30) ＪＡＳＳ

「ＪＡＳＳ」とは、「建築工事標準仕様書」（日本建築学会）をいう。

(31) ＳＩ

「ＳＩ」とは、国際単位系をいう。

(32) 現場発生品

「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じた物で、その所有権は発注者に帰属する。

(33) 工事記録写真

「工事記録写真」とは、工事着手前及び工事完成又は施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後黙視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害状況等を付則－１「工事記録写真撮影要領」に基づき撮影したものをいう。

(34) 工事帳票

「工事帳票」とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

(35) 工事完成図書

「工事完成図書」とは、工事記録写真及び工事帳票をいう。

１．１．３ 疑義に対する協議等

受注者は、契約書の規定に基づく条件変更等によるほか、設計図書の規定に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、監督員と協議しなければならない。

１．１．４ 監督員の権限

（１）監督員

契約書第８条（監督員）第１項の規定に基づき、当局が定める当該工事の監督員は次のとおりとする。

ア　総括監督員

イ　総括監督員補佐

ウ　担当監督員

エ　副監督員

（２）監督員の権限

ア　工事における監督員の権限は、契約書第８条（監督員）第２項に定める事項である。

イ　監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使、又は義務の履行については、いずれの監督員も受注者に対して行うことができる。

ウ　監督員がアに掲げる権限を行使するときは、書面により行うものととする。ただし、緊急を要する場合等は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を伝えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、監督員と受注者との両者において書面等により指示内容等を確認するものとする。

（３）受注者の権限

受注者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は副監督員に対して行うものとし、副監督員が不在又は欠けた場合は総括監督員補佐に対して行うものとし、総括監督員補佐が不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。

１．１．５　設計図書の照査等

（１）原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

（２）設計図書の精査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第17条（条件変更等）第１項第１号から同項第５号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要

求があった場合は、従わなければならない。

（３）契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

１．１．６ 工事用地等の使用

（１）工事用地等の維持・管理

受注者は、当局から使用許可又は提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理しなければならない。

（２）監督員詰所の設置

受注者は、監督員詰所及び監理事務所を設置し、事務処理に必要な備品を備えなければならない。ただし、工事規模等により当局がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

（３）第三者からの用地調達

受注者は、工事の施工に必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

（４）用地等の返還

受注者は、（１）に定める工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧のうえ、速やかに当局に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求したときも遅滞なく発注者に返還しなければならない。

（５）費用負担

当局は、（１）に定める工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。

この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して、当局に異議を申し立てることができない。

（６）使用目的の制限

受注者は、当局から使用許可又は提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

１．１．７ 受注者相互の協力

受注者は、契約書第２条（関連工事の調整）に基づき隣接工事又は関連工事（分離発注した躯体、仕上、建築設備の建築工事、土木工事又はプラント設備工事）の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者による関連工事が同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互に協力しなければならない。

１．１．８ 調査・試験に対する協力

（１）調査及び試験への協力

受注者は、当局が自ら、又は当局が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容を事前に受注者に通知するものとする。

（２）公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が当局の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次に掲げる事項に協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

ア　調査票等に必要事項を正確に記入し、当局に提出する等の必要な協力をしなければならない。

イ　調査票等を提出した事業所を、当局が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日ごろより使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

エ　対象工事の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」といい、当該工事を「下請工事」という。）契約を締結する場合には、下請工事の受注者（以下、「下請負者」といい、下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

（３）施工合理化調査等

受注者は、当該工事が、当局の実施する施工合理化調査等、施工に係る実態調査の対象となった場合には、調査票等に必要事項を正確に

記入し、当局に提出する等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

（４）独自の調査・試験等を行う場合の処理

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験の結果を公表する場合、事前に当局に説明し、承諾を得なければならない。

１．１．９ 条件変更等に伴う関係資料の作成

受注者は、契約書第17条（条件変更等）に基づき監督員に条件変更等の確認を請求する場合、あらかじめ関連資料を作成し監督員に提出しなければならない。

１．１．１０ 工事の一時中止

（１）一時中止

当局は、契約書第19条（工事の中止）の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

ア　埋蔵文化財の調査及び発掘の遅延又は新たな埋蔵文化財の発見により、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

イ　関連する他の工事の進捗の遅れにより、工事の続行が不適当と認めた場合

ウ　工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合

なお、受注者は、天災等による工事の中止期間に、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、適切に対応しなければならない。

（２）発注者の中止権

当局は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

（３）中止時の対応

受注者は、（１）又は（２）の場合において、施工を一時中止する

場合は、次の事項に掲げる内容を記載した中止期間中の維持・管理に関する計画書を当局に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

ア　中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料、建設機械器具等の確認に関すること。

イ　中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにしたもの。

ウ　中止した工事現場の管理責任は受注者に属するものとし、受注者は、計画書においてこの旨を明記すること。

１．１．１１ 警報発表による工事中止

受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、大雨、洪水、暴風警報が発表された場合には、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。また、大雨及び暴風特別警報が発表された場合は、工事中止を継続し、直ちに当該工事の従事者の生命を守る対応を取らなければならない。

１．１．１２ 契約解除権の行使に伴う措置

受注者は、契約書第45条（受注者の解除権）第１項に基づき工事請負契約を解除する場合は、工事現場の保安措置、地元住民及び関係機関との調整等必要な期間をおいてから行わなければならない。

１．１．１３ 工期変更

（１）事前協議

契約書第14条（支給材料、貸与品及び発生品）第７項、第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第１項、第17条（条件変更等）第５項、第18条(設計図書の変更)、第19条（工事の中止）第３項、第20条　（受注者の請求による工期の延長）、第21条（発注者の請求による工期の短縮等）第１項及び第40条（前払金等の不払に対する工事中止）第２項に基づく工期の変更について、契約書第22条(工期の変更等)の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（以下「事前協議」という。）ものとし、監督員は、その結果を受注者に通知するものとする。

（２）設計図書の変更等による工期変更

受注者は、契約書第17条（条件変更）第５項及び第18条（設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、

（１）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

（３）工事の一部中止による工期変更

受注者は、契約書第19条（工事の中止）に基づき工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、（１）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

（４）工期の延長

受注者は、契約書第20条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の延長を求める場合は、（１）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

（５）工期の短縮

受注者は、契約書第21条（発注者の請求による工期の短縮等）に基づき工期の短縮を求められた場合、第１項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

１．１．１４ 出来形数量の算出

（１）出来形測量の実施

受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。

（２）出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

１．１．１５ 部分使用

（１）工事目的物の部分使用

当局は、受注者の承諾を得て、工事目的物を部分使用することができる。

（２）部分使用に伴う検査

受注者は、当局が契約書第33条（部分使用）に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査員又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む。）を受けなければならない。

１．１．１６ 履行報告及び提出書類

（１）履行報告

受注者は、契約書第10条（履行報告）に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。

（２）提出書類

受注者が提出する工事施工に係る提出書類の様式及び提出時期は、別途定める「受注者等提出書類基準」（以下「所定の様式」という。）によらなければならない。ただし、工事損害補償については、別途定める「損害補償実務の手引」によるものとする。また、定めのない様式については監督員の提示するものとしなければならない。

１．１．１７ 日雇労働者の雇用

（１）日雇労働者の雇用

受注者は、工事の施工に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年７月30日付51労職労第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努めなければならない。

（２）公共事業遵守証明書

同要綱を適用した工事の完了届には、同要綱による「公共事業遵守証明書」を添付しなければならない。ただし、公共事業施行通知書により雇用予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの収受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができる。

（３）無技能者の雇用

受注者は、無技能者を必要とする場合、公共職業安定所又は(公財)城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければな

らない。ただし、手持ち労働者を差引いた人員とする。

１．１．１８ 環境対策

（１）関係法令等の遵守

受注者は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）、その他関係法令等を遵守し、当該工事の施工に伴って生ずる環境への負担の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都知事が行うこれらに関する施策に協力しなければならない。

（２）環境保全

受注者は、「建築基準法」、「建設リサイクル法」、「環境基本法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「土壌汚染対策法」、「資源有効利用促進法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、その他関係法令に従い、工事現場及び周辺環境の保全に努めなければならない。

なお、騒音及び振動調査を行う場合は、「土木工事標準仕様書」（東京都下水道局）の付則－８「騒音及び振動調査要領」に従い調査するものとする。

（３）環境対策

受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わすなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

（４）工作物等の機能保全

受注者は、現場及び周辺の地上・地下の工作物、樹木、井戸等に損失又は機能低下をきたさないように事前調査を行い、管理者又は所有者と協議し必要な処置を講じなければならない。

（５）応急措置

受注者は、工事の影響によって第三者の家屋及びその他の工作物等に損傷が発生した場合は、監督員に報告するとともにその損傷が

第三者の日常生活又は営業等に著しい支障を与えているときは、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除かなければならない。

なお、応急措置の費用は受注者の負担とする。

（６）第三者への損害

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下及び地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、当局「土木工事標準仕様書」の第５章「工事損害補償」に従い、第三者に対して和解成立まで誠意をもって交渉しなければならない。

（７）廃棄物等の焼却の禁止

受注者は、現場から発生したすべての廃棄物等（事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等）を、関係法令に適合した焼却設備を使用せずに焼却(以下「野外焼却」という。）してはならない。ただし、関係法令による野外焼却の禁止の例外となる焼却(軽微なたき火、病害虫に侵された伐採木等の焼却等）はこの限りでない。なお、この場合においても、悪臭や煙害等が発生しないように周辺の生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行ってはならない。

（８）アイドリング・ストップ

受注者は、自動車等を運転するものに対して、荷待ち等で駐・停車するときは、エンジンを停止(アイドリング・ストップ)するように指導しなければならない。

（９）環境により良い自動車の利用

自動車を使用し、又は利用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に基づき、次の事項を順守しなければならない。

ア　ディーゼル車規制に適合する自動車とする。

イ　「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努める。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出するものとする。

(10) 軽油の使用

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする特定自動車を使用する場合は、規格（JIS）に適合した軽油を使用しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定建設自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

また、調査のためディーゼルエンジン仕様の自動車等から燃料を採取する場合等には「１．１．８　調査・試験に対する協力」に従い対応しなければならない。

(11) 排出ガス対策型建設機械（一般工事用建設機械）

受注者は、工事の施工に当たり「表1.1-2　一般工事用建設機械」に掲げる一般工事用建設機械を使用する場合は、次の事項のいずれかに該当する建設機械を使用しなければならない。

ア　「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）（以下「規制等に関する法律」という。）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車

イ　「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年３月17日付国土交通省告示第348号）又は、「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年３月17日付国総施第215号）（以下「指定要領、規程」という。）に指定された排出ガス対策型建設機械

ウ　排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」、あるいはこれと同等の開発目標で実施された「建設技術審査証明事業」（以下「評価制度、審査証明事業」という。）により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械

表1.1-2　一般工事用建設機械

機　種	備　考
①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5～260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
②トラクタショベル(車輪式)	
③ブルドーザ	
④発動発電機（可搬式）	
⑤空気圧縮機（可搬式）	
⑥油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)	
⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
⑧ホイールクレーン	
・規制等に関する法律（オフロード法）の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの。 ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの。	

(12) 騒音振動の防止

受注者は、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）等に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう、適切な公害防止の措置を講ずるとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）等を守り、また、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年３月30日付建設大臣官房技術参事官通達）を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

(13) 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、表1.1-3に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成９年７月31日付建設省告示第1536号）に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用しなければならない。

表1.1-3　低騒音型・低振動型建設機械

（低騒音型）
①バックホウ ②クラムシェル ③トラクタショベル ④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン ⑤油圧式杭圧入引抜機・油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭抜機 ⑥アースオーガ ⑦オールケーシング掘削機 ⑧アースドリル ⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ ⑩アスファルトフィニッシャ ⑪空気圧縮機 ⑫発動発電機
（低振動型）
①バイブロハンマ

(14) 低騒音・低振動型建設機械の使用促進

受注者は、（11）において第２次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械及び（13）の表1.1-3に掲げる機種以外(低騒音型：ブルドーザ、バイブロハンマ、コンクリートカッター等、低振動型：バックホウ)の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めなければならない。

(15) 低騒音・低振動型建設機械の使用促進

受注者は、（13）及び（14）で指定されている建設機械については、超低騒音型建設機械の普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めなければならない。

(16) 建設機械の協議

受注者は（11）及び（13）により難い場合は、監督員と協議しなければならない。

(17) 使用した建設機械の報告

受注者は、（11）の場合においては、当該建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。

(18) 特別品目等の使用

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年法律第100号）、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）及び「東京都環境物品調達方針」（東京都）で定める特別品目等の使用を積極的に推進するように努めなければならない。

(19) 六価クロム溶出試験

受注者は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」（国土交通省）に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適正な施工を行わなければならない。

なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。

(20) 石綿等の飛散防止措置

受注者は、吹付け石綿及び石綿を含む建設材料を使用した施設の解体又は改修工事を施工する場合、関係法令「石綿予防規則」（平成17年２月24日厚生労働省令第21号）、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条令」（平成12年東京都条例第215号）を遵守し、石綿が飛散しないよう必要な措置を講じなければならない。

(21) 環境管理活動への協力

受注者は、当局が行う環境マネジメントシステムによる環境管理活動に協力し、施工場所における業務や施工管理などの諸活動において、環境に十分配慮する。

１．１．１９ 文化財その他の埋蔵物

（１）文化財保護対策

受注者は、工事の施工に当たって、文化財の保護に十分注意し、当

該現場の従事者等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財その他の埋蔵物を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

（２）文化財発見時の措置

受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は当局との契約に係る工事に起因するものとみなし、当局が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。

１．１．２０ 諸法令等の遵守

（１）諸法令の遵守

受注者は、工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用及び運用は受注者の責任において行わなければならない。

（２）諸法令の適用

適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを使用しなければならない。なお主な法令は次に示すとおりである。

- ○　建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ○　建設業法(昭和24年法律第100号)
- ○　下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- ○　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- ○　労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ○　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ○　作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- ○　じん肺法（昭和35年法律第30号）
- ○　雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- ○　健康保険法（大正11年法律第70号）
- ○　中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- ○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律
  （昭和51年法律第33号）
- ○　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
- ○　道路法（昭和27年法律第180号）
- ○　道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ○　道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ○　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

○　砂防法（明治30年法律第29号）
○　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
○　河川法（昭和39年法律第167号）
○　海岸法（昭和31年法律第101号）
○　港湾法（昭和25年法律第218号）
○　港則法（昭和23年法律第174号）
○　水道法（昭和32年法律第177号）
○　下水道法（昭和33年法律第79号）
○　航空法（昭和27年法律第231号）
○　公有水面埋立法（大正10年法律第57号）
○　軌道法（大正10年法律第76号）
○　森林法（昭和26年法律第249号）
○　環境基本法（平成5年法律第91号）
○　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
○　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
○　騒音規制法（昭和43年法律第98号）
○　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
○　湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
○　振動規制法（昭和51年法律第64号）
○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
○　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
○　文化財保護法（昭和25年法律第214号）
○　砂利採取法（昭和43年法律第74号）
○　電気事業法（昭和39年法律第170号）
○　消防法（昭和23年法律第186号）
○　測量法（昭和24年法律第188号）
○　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）
○　水路業務法（昭和25年法律第102号）
○　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
（昭和45年法律第136号）
○　水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
○　漁業法（昭和24年法律第267号）

○　建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
（平成12年法律第104号）
○　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（平成12年法律第127号）
○　酸素欠乏症等防止規則（昭和47年法律第42号）
○　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
（平成12年東京都条例第215号）
（旧）東京都公害防止条例（昭和44年東京都条例第97号）
○　都市公園法（昭和31年法律第97号）
○　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
○　駐車場法（昭和32年法律第106号）
○　海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
○　海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）
○　船員法（昭和22年法律第100号）
○　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
○　船舶安全法（昭和8年法律第11号）
○　自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
○　自然公園法（昭和32年法律第161号）
○　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
（平成12年法律第100号）
○　河川法施行法（昭和39年法律第168号）
○　技術士法（昭和58年法律第25号）
○　漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
○　空港法（昭和31年法律第80号）
○　計量法（平成4年法律第51号）
○　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
○　航路標識法（昭和24年法律第99号）
○　最低賃金法（昭和34年法律第137号）
○　職業安定法（昭和22年法律第141号）
○　所得税法（昭和40年法律第33号）
○　船員保険法（昭和14年法律第73号）
○　著作権法（昭和45年法律第48号）
○　電波法（昭和25年法律第131号）

○　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

○　農薬取締法（昭和23年法律第82号）

○　肥料取締法（昭和25年法律第127号）

○　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

○　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

○　特許法（昭和34年法律第121号）

○　公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

○　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

○　悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

○　ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

○　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）

○　製造物責任法（平成6年法律第85号）

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）

○　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

○　警備業法（昭和47年法律第117号）

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律91号）

（３）法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、当局に及ばないようにしなければならない。

（４）不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが（２）の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。

１．１．２１ 官公署等への手続等

（１）関係機関との連絡

受注者は、工事期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連

絡を保たなければならない。

（２）関係機関への届出

受注者は、工事施工に伴う受注者の行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難い場合は監督員の指示を受けなければならない。

（３）監督員への事前報告

受注者は、（２）に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。

（４）諸手続の提示、提出

受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。

（５）許可承諾条件の遵守

受注者は、許可承諾に条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

（６）コミュニケーション

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

（７）苦情への対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

（８）関係者との交渉

受注者は、国、都、区市町村その他関係公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。

（９）交渉内容の明確化

受注者は、（１）から（８）までの交渉等の内容を、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

１．１．２２ 不可抗力による損害

（１）工事災害の報告

受注者は、災害発生後、直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第28条（天災その他不可抗力による損害）の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害の発生を書面により監督員に報告しなければならない。

（２）設計図書で定めた基準

契約書第28条（天災その他不可抗力による損害）第１項に定める「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の事項に掲げるものをいう。

ア　波浪、高潮に起因する場合

想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められるとき

イ　降雨に起因する場合（次のいずれかに該当する場合とする。）

(ｱ) 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80㎜以上のとき

(ｲ) １時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20㎜以上のとき

(ｳ) 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150㎜以上のとき

(ｴ) その他設計図書で定めた基準のとき

ウ　強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15ｍ／秒以上あったとき

エ　地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められるとき

（３）不可抗力とならないもの

契約書第28条（天災その他不可抗力による損害）第２項の「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第25条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

１．１．２３ 特許権等

（１）事前協議

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第７条（特許権等の使用）に基づき当局に求める場合、権利を有する第三者の使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

（２）保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願、権利の帰属等については、当局と協議しなければならない。

（３）著作権法に規定される著作物

当局が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号の著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前号の規定により出願及び権利等が当局に帰属する著作物については、当局はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

１．１．２４ 保険の加入及び事故の補償

（１）保険加入の義務

受注者は、「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）、「健康保険法」（大正11年法律第70号）及び「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号）により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

（２）労災保険加入の報告

受注者は、契約後速やかに「労災保険加入証明願」を東京都労働局又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後、当局へ提出しなければならない。

（３）補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

（４）掛金収納書の提出

受注者は、１件当りの請負金額が2,000万円以上の工事については

「建設業退職金共済掛金収納書」を工事毎に工事着手後１か月以内に、当局に提出しなければならない。なお、収納書の提出が出来ない特別な理由がある場合は、理由書を提出するものとする。

（５）標識の掲示

受注者は、「労働保険関係成立表」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（６）支払い状況

受注者は、当局から共済証紙の受払状況を把握するため請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿その他関係資料を提出しなければならない。

１．１．２５
臨機の措置

（１）臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に報告しなければならない。

（２）天災等への措置

監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

１．１．２６
環境技術の適用

工事の施工に当たっては、地球環境保全のため省エネルギー及び再生可能エネルギー等に関する技術の適用に努めなければならない。

第２節　着　　手

１．２．１
支障物件処理

受注者は、現場調査等により工事に支障となる埋設物又は地上工作物、架空線等の処理が必要な場合は、速やかに監督員へ報告しその処理について協議しなければならない。

１．２．２ 工事説明会等

受注者は、監督員と協議の上、必要に応じて地元住民に対して工事説明会等を開催し、工事の内容、施工時期、環境対策、工事損害補償等を説明し、協力が得られるよう努めなければならない。

なお、工事説明会等の質疑応答事項を所定の様式により監督員に提出するものとする。

１．２．３ 準備作業

受注者は、下記の準備作業を契約後速やかに完了するように努めなければならない。

なお、準備作業に関する経過報告書を所定の様式により監督員に提出するものとする。

（１）設計図書の照査等
（２）工事測量
（３）官公署等への手続等
（４）事前調査
（５）施工計画書
（６）工事説明会等

１．２．４ 工事現場のイメージアップ

受注者は、作業環境の改善、作業現場の美化等、工事現場のイメージアップに努める。

１．２．５ 施工計画書

（１）施工計画書の作成

受注者は、工事の施工に先立ち、工事目的物を完成するために必要な現場組織、安全体制、品質計画、施工の具体的な手順、工法、仮設計画等をまとめた施工計画書を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を遵守し施工に当たらなければならない。

ただし、軽易な工種については、監督員の承諾を受けて作成を省略することができる。

施工計画書は契約後速やかに作成し、現場作業を伴う準備作業を開始するまでには提出しなければならない。ただし、試験掘等の準備作業後に工事（本体工事、仮設工事又はそれらの一部）に係る施工計画書を作成する必要があるものについては、準備作業と分割して提出できるものとし、その場合の工事に係る施工計画書の提出期

限は準備作業完了から１か月以内とする。

記載については、当局「土木工事標準仕様書」の付則－２「施工計画書記載要領」を準用して作成するものとする。

（２）変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更に関する事項について、当該工事の施工前に、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

（３）詳細施工計画書

受注者は、監督員が指示した事項については、検討の上、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

（４）安全管理の特記事項

受注者は、当該工事における施工計画書の「安全管理」に関する記述には、特に以下の内容を検討し、明記しなければならない。

ア　現場の特殊性

イ　危険因子の分析と対応

ウ　安全状態の確認

第３節　施工管理

１．３．１ 現場代理人、監理技術者及び主任技術者

（１）現場代理人

現場代理人は、工事現場の運営及び取締り並びに契約書に定める職務の執行に必要な知識と経験を有する者とする。

（２）監理技術者及び主任技術者

受注者は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき設置する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の参加条希望申込みのあった日以前に３か月以上の雇用実績がある）があり、適切な資格、技術力等を有する者を配置しなければならない。

（３）監理技術者等の責務

監理技術者等は、次の事項に掲げる職務を誠実に履行しなければ

ならない。

ア　施工計画書の作成

イ　工程管理

ウ　品質管理

エ　安全管理

オ　その他の技術上の管理

カ　工事の施工に従事する者の技術上の指導監督

（４）監理技術者等の交代

監理技術者等の交代については、「東京都下水道局工事施行適正化推進要綱」によらなければならない。

（５）資格者証等の携帯

監理技術者等は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けるとともに、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等を常時携帯し、当局から請求があった場合には、これを提示しなければならない。

（６）監理技術者等の専任を要しない期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者等の工事現場への専任は要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、当局監督員との打合せにおいて定める。

また、工事完成後、完了検査に合格し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等事後処理のみが残っている期間については監理技術者等の工事現場への専任は要しない。

１．３．２ 工事測量

（１）測量の実施

受注者は、工事契約後速やかに測量を実施し、地盤高、用地境界等を確認するとともに、仮水準点、用地境界の引照点等を設置しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員の指示を受けるものとする。

（２）仮水準点の設置

受注者は、仮水準点を設ける場合、工事施工に支障のない安全な位置の構造物の基礎などの移動しないものに設置し、標高を明らか

にしなければならない。なお、仮水準点を設置するための基準は、原則として図面記載の水準基標（東京都土木技術支援・人材育成センター「水準基標測量成果表」の最新版）等を基準とし、測量結果を監督員に提出しなければならない。

（３）仮設標識の設置

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

（４）既存杭の保全

受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置替え、移設及び復元を含めて、当局の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

１．３．３ 工事実績情報の作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する。また、登録後、（一財）日本建設情報総合センター「JACIC」の発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

ただし、登録の期間には、「東京都の休日に関する条例」（平成元年３月17日東京都条例第10号）第１条第１項に規定する東京都の休日を含まない。

ア　工事受注時　　契約締結後10日以内

イ　登録内容の変更時（契約金額のみの変更を除く）　　変更契約締結後10日以内

ウ　工事完了時　　工事完了後10日以内

なお、変更時と工事完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

１．３．４ 工事の下請負

（１）一括下請負の禁止

受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第12条及び「建設業法」（昭和24年法律第100号）第22条に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。

（２）下請負の要件

受注者は、下請負に付する場合には、次の事項に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア　受注者が、工事の施工について総合的に企画、指導及び調整を行うものであること。

イ　下請負者が、当該下請負工事の施工能力を有すること。

ウ　下請負者が、東京都の競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中でないこと。

エ　下請負者が、東京都の競争入札参加資格者でない場合は、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないこと。

１．３．５
不当介入に対する通報報告

工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」（東京都）に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行わなければならない。

１．３．６
現場体制

（１）現場体制の提出

受注者は、契約書第９条（現場代理人及び主任技術者等）に定める現場代理人及び監理技術者等のほか、下記の担当者を契約締結後速やかに定め所定の様式により当局へ提出しなければならない。

ア　施工管理担当者

イ　安全管理者

ウ　渉外責任者

エ　必要に応じ各種法令等に基づく責任者

（２）不測の事態への対応

受注者は、各種警報及び特別警報発表時には、不測の事態にも対応できる現場体制を確立しておかなければならない。

１．３．７
施工体制台帳等

受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負金額（当該下請負契約が２以上ある場合は、それらの請負金額の総額）が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）及び「公共工事の入札並びに契約の適正化の促進に

関する法律」（平成12年法律第127号）の定めるところに基づき、次の事項に従わなければならない。

（１）施工体制台帳の作成

受注者は、下請負者の名称、当該下請負者に係る建設工事の内容等を記載した施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

（２）施工体系図の作成

受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、作成した施工体系図の写し及び掲示状況写真を監督員に提出しなければならない。

（３）施工体制の確認への対応

受注者は、監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（４）施工体制の変更

施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

１．３．８ 工程管理

受注者は、毎月末、所定の様式に定める「工事出来高報告書」により、工事進捗状況を監督員へ提出しなければならない。

１．３．９ 施工図等

（１）施工図の作成

受注者は、施工図等を工事の施工に先立ち作成、提出し、監督員の承諾を受けなければならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。

（２）設計図書への適合

受注者は、施工図等の作成に際し、設計図書に適合するように、仕上、設備工事等の納まりや完成後の品質、性能について十分検討しなければならない。

また、疑義の生じた場合は、「１．１．３　疑義に対する協議等」による。

１．３．１０
施工管理

（１）施工管理の実施

受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

（２）測定頻度等の変更

監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従わなければならない。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

ア　工事の初期で作業が定常的になっていない場合

イ　管理試験結果が限界値に異常接近した場合

ウ　試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

エ　前の各事項に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

（３）記録等の提示

受注者は、施工管理の記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

ただし、それ以外で監督員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

なお、施工管理基準等が定められていない工種については、監督員と協議の上、行わなければならない。

（４）建設資材の品質記録

受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について、遅滞なく作成、保管し、監督員に提出しなければならない。

（５）現場内の整理整頓

受注者は、工事期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

（６）指定機器の搬入・搬出

受注者は、工事に使用する指定機器を搬入・搬出する際には、監督員に通知しなければならない。

（７）周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺及び他の構造物並びに施設等へ

影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。

なお、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

（８）良好な作業環境の確保

受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

（９）工程表の掲示

受注者は、施工管理に必要な「工程表（ネットワーク）」等を工事現場の見やすい場所に掲示する。

(10) 物件の発見・拾得

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公署へ通知し、その指示を受けなければならない。

１．３．１１ 施工時期及び施工時間の変更

（１）施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

（２）休日・夜間の作業

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

１．３．１２ 建設副産物対策

（１）各種法令の遵守

受注者は、建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等(以下「建設副産物」という。)の対策について、関係法令を遵守するとともに、以下の要綱や指針に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めなければならない。

ア　建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付建設事務次官通達）

イ　建設廃棄物処理指針（平成13年6月1日付環境省大臣官房廃棄物・

リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

ウ　東京都建設リサイクルガイドライン（以下「ガイドライン」という。）

エ　建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）

都市整備局ホームページ

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html

オ　東京都建設泥土リサイクル指針（以下「泥土指針」という。）

カ　再生資源の利用の促進について（平成３年10月25日付国土交通事務次官通達）

（２）建設副産物の処理

受注者は、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を適切に行うため、当局との連絡調整、現場管理及び施工体制の整備、下請負者や資材納入業者等の協力業者への指導等について責任を持って行わなければならない。

（３）マニフェスト等

受注者は、建設副産物の処理に当たっては、自らの責任において適正に処理しなければならない。

なお、処理を委託する場合には、以下の事項に留意しなければならない。

ア　運搬と処分について、それぞれ許可業者と書面により委託契約するとともに、契約内容を適切に履行するよう指導監督しなければならない。

イ　産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）等で、処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの交付状況、廃棄物の搬出数量、運搬日等を整理した集計表を作成しなければならない。

ウ　マニフェスト及び集計表を監督員に提示（集計表は提出）するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示しなければならない。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、（公財）産業廃棄物処理振興センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。検査時に検査員から求められた場合は、これを提示する。

（４）建設廃棄物の運搬

受注者は、建設廃棄物の運搬に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和46年法律第137号）に従い、運搬車の車体の外側両面に産業廃棄物運搬車であることを表示し、かつ、その運搬車に収集・運搬に関する書面を備えなければならない。

（５）計画書、実施書の提出

受注者は、ガイドラインに定める内容に従い、再生資源の利用及び建設副産物の再資源化や適正処理に係る計画並びに当該工事の規模等に応じた関係書類を施工計画書に含めて監督員に提出しなければならない。

なお、主な関係書類の取扱い等については、当局「土木工事標準仕様書」の付則（以下「土木付則」という。）を参考に、以下の事項に留意しなければならない。

ア　土砂、砕石及び加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、土木付則の付則－19「再生資源利用計画書」を、また、建設副産物を工事現場から搬出する場合は土木付則の付則－20「再生資源利用促進計画書」を作成するとともに、建設副産物の処理完了後速やかに「再資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

イ　建設発生土を受入地のある区市町村に一定規模以上搬出する場合は、あらかじめ土木付則の付則－21「建設発生土搬出のお知らせ」を当該区市町村にＦＡＸや郵送等で情報提供しなければならない。

ウ　関係書類の書式は、ガイドラインに定めるもののほか監督員の指示による。

（６）特定建設資材に係わる分別解体

受注者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく対象工事である場合には、同法の規定に従い、適正に特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設発生木材等）に係る分別解体等を行わなければならない。

また、発生した特定建設資材については、設計図書の定めるところにより、適正に再資源化等を行わなければならない。

なお、同法に基づき、説明、告知、再資源化等完了報告、再資源化

等の記録の保存等の手続を当局の定める様式により適正に行わなければならない。

（７）再生資材等の利用

受注者は、建設副産物の処理・処分及び土砂・再生砕石・再生加熱アスファルト混合物などの再生資材等の利用を行うときは、設計図書の定めるところにより適正に行わなければならない。ただし、これにより難い場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

（８）建設泥土等の処理

受注者は、建設泥土等の処理を行う場合は、設計図書の定めるところにより適正に行わなければならない。また、泥土指針に基づき発生抑制、再使用、再生利用、適正処理の確保等に努めるものとする。ただし、これにより難い場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

（９）伐採材及び抜根材等

受注者は、当該工事から発生した伐採材、伐根材等について、設計図書の定めるところにより、再資源化及び適正処理に努めなければならない。

ただし、これにより難い場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

(10) 土壌汚染

受注者は、土壌汚染が判明した場合には、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に基づく適正処理について、監督員と協議しなければならない。また、その他の有害物等が発生した場合についても、関係法規等に基づく適正処理について、監督員と協議しなければならない。

(11) 実態調査等への協力

受注者は、当該工事が建設副産物に係る実態調査等の対象となった場合には、「１．１.８ 調査・試験に対する協力」（３）に従い、対応しなければならない。

(12) 建設副産物情報システムへの登録

受注者は、設計図書の定めるところにより、「建設副産物情報交換システム」に当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同シ

ステムを活用して「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、再資源化施設等の検索及び選択、建設副産物実態調査の情報登録等を行わなければならない。

１．３．１３ 過積載の防止

（１）運搬の安全対策

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械による大量の土砂、工事用資材、機械等（以下「土砂等」という。）の運搬を伴う工事については、搬送計画、通行道路の選定その他車両の通行に係る安全対策について、関係機関と協議して必要な具体的内容を定め、監督員に提出しなければならない。

（２）各種法令の遵守

受注者は、土砂等の運搬に当たっては、ダンプトラック等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、以下の事項を遵守しなければならない。

ア　積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

イ　法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠の装着及び荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないようにすること。

ウ　産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。

（３）過積載の防止

受注者は、土砂等の運搬に当たり、ダンプトラック等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）の目的に照らして、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。

（４）公正な取引の確保

受注者は、土砂等の運搬を下請負に付する場合には、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結してはならない。

１．３．１４
後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残がい及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

１．３．１５
工事記録写真

受注者は、付則－１「工事記録写真撮影要領」に基づき工事記録写真を撮影し、工程順に整理した上で、監督員に提出しなければならない。

提出は、原則として電子媒体とする。やむをえず銀塩写真の工事写真帳を提出する場合は、監督員と協議すること。

１．３．１６
ISO9001 適用工事

受注者は、ISO9001適用工事である旨、特記仕様書に記載がある場合は付則－２「ISO9001適用工事（建築工事）」によるものとする。

１．３．１７
契約後ＶＥ対象工事

受注者は、契約後ＶＥ対象工事である旨、特記仕様書に記載がある場合は、付則－３「契約後ＶＥ対象工事」によるものとする。

第４節　安全管理

１．４．１
工事中の安全対策

（１）安全指針等の遵守

受注者は、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)、その他関係法令によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)」（平成５年１月12日付建設事務次官通達）等に従い、「建築工事安全施工技術指針」（平成７年５月25日付建設省営監発第13号)を参考に、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、この指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

（２）支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、各当該管理者の許可内容を遵守し、交通又

は公衆に支障を及すことのないように施工しなければならない。

（３）安全優先

受注者は、工事中において第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

（４）使用する建設機械

受注者は、使用する建設機械の選定、使用について、設計図書に建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に適合した機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

（５）既設構造物への措置

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

（６）防災体制

受注者は、常に気象情報等に注意を払い、台風、集中豪雨などによる災害発生のおそれがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講ずるとともに、点検結果及び措置内容を監督員に報告しなければならない。

（７）気象警報発表時

受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、大雨、洪水、暴風警報が発表された場合は、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。

なお、工事の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。

また、点検結果及び措置内容は、速やかに監督員に報告しなければならない。

これにより発生した費用の増加については、当局は費用負担を行わない。

（８）地震発生時

受注者は、震度４以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに、現場内を点検し、その状況を監督員に報告しなければ

ならない。

また、震度３以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し、工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合には、その状況を監督員に報告しなければならない。

（９）第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場及びその周囲における事故防止のために一般の立入りを禁止する場合、その区域に板囲、立入禁止の表示板等を設けなければならない。

(10) 安全巡視の実施

受注者は、工事中は安全巡視を行い工事区域及びその周辺の監視を行い安全を確保しなければならない。

(11) イメージアップ

受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

(12) 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

ア　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ　当該工事内容等の周知徹底

ウ　工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

エ　当該工事現場で予想される事故対策

オ　その他、安全、訓練等として必要な事項

(13) 施工計画書への記載

受注者は、工事の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。

(14) 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

(15) 緊急時の体制

受注者は、工事中は万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集、資機材調達等必要な体制を整備しておかなければならない。

緊急時の体制整備に当たっては以下の点に留意するものとする。

ア　緊急体制の整備及び受注者間の連携

受注者は、事故情報を受信してから現場到着まで１時間以内、かつ半径10㎞以内の範囲に緊急資材置場を確保し、初動体制を整備すること。

なお、その確保が困難な場合には、当局発注工事受注者又は近接工事受注者間で確保するように努め、支援協力受注者の連絡表を作成し、監督員に提出すること。

イ　常備緊急資材リストの作成

受注者は、緊急時における常備緊急資材の種類と数量、保管場所及びその管理体制を明記したリストを作成し、監督員の確認を得なければならない。

(16) 異常気象時の連絡体制

受注者は、工事施工に先立ち、異常気象時の連絡態勢を整備しておくとともに、万一の事故に備え、緊急時の連絡態勢を整備し、常に確認しておかなければならない。この場合、当局「土木工事標準仕様書」の付則－２「施工計画書記載要領」に従って整備すること。

(17) クレーン等安全管理対策

受注者は、クレーン等を設置及び使用する場合、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「クレーン等安全規則」(昭和47年労働省令第34号)等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。

(18) 墜落・転落災害の防止

受注者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)等を遵守し、必要に応じて手すりや安全ネット等の墜落防止設備の設置、安全帯の着用等を行うとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの安全管理対策を講じなければならない。

(19) 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労

働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

(20) 工事関係者の連絡協議

受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

(21) 特定元方事業者の指名

監督員が、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第１項に規定する措置を講じる者として、同条第２項の規定に基づき受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

(22) 人命の安全確保の優先

受注者は、工事中において第三者及び作業員等の人命の安全の確保をすべてに優先させるとともに、「労働安全衛生法」等関連法令に基づく措置を常に講じなければならない。

また、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じなければならない。

(23) 緊急連絡表の掲示

受注者は、安全管理に必要な「緊急連絡表」、ＫＹ活動等による「安全管理の要点」等を工事現場の見やすい場所に掲示する。また、現場代理人は、緊急時に迅速に対応できるよう「緊急連絡表」を携帯する。

(24) 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

(25) 不明の地下埋設物等の処置

受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。

(26) 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

１．４．２ 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議しなければならない。

なお、当該協議事項は、契約書第10条(履行報告)の規定に基づき処理されるものとする。

１．４．３ 地震警戒宣言の発表に伴う措置

受注者は、次の各号により地震警戒宣言の発表に伴う対応策を講じなければならない。

（１）警戒宣言の発表時

警戒宣言が発表されたときは、直ちに工事を一時中止し「施工計画書」に従い必要な措置を講じること。

（２）地震の発生時

地震が発生したときは、「施工計画書」に従って必要な措置を講じ、被害を最小限にとどめるよう努めること。

施工計画書の記載については、第１章　総則において、当局「土木工事標準仕様書」の付則－２「施工計画書記載要領」を準用することとしている。同要領の「２　記載事項（１６）工事現場の震災対策」の具体的な記載内容は、当仕様書の付則－５「工事現場の震災対策について」に示す記載要領(記載例)による。

１．４．４ 爆発及び火災の防止

（１）危険物の安全対策

受注者は、ガソリン、ガスボンベ、電気等の危険物を使用する場合の保管及び取扱いについて、「消防法」（昭和23年法律第186号）、「危険物の規制に関する政令」（昭和34年政令第306号）等を遵守し、安全対策を講じなければならない。

（２）火気の使用

受注者は、火気を使用して作業を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気使用場所、日時、消火設備、火災防止対策等を施工計画書に記載するとともに、次の事項のとおり火災防止対策を講じなければならない。

ア　作業箇所及びその周辺から可燃物を除去したうえで作業を行う

こと。

イ　可燃物が除去できない場合は、十分な防火性能の防炎シート等による、適切な養生を実施し、作業中の引火防止を図ること。

ウ　火気使用中に発生する溶解物、火花等の落下地点や飛散する区域を確認し、その監視方法を検討の上、監視員を適正に配置すること。

エ　消火器やバケツ等を適切に配置するとともに、既設消火栓の設置場所を作業着手前に確認すること。

オ　施工計画書に定めた、作業手順前の安全確認のすべてを完了させること。

カ　作業の終了時は、火元の有無の確認と完全消火を徹底すること。

（３）火気使用禁止の表示

受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

（４）喫煙等の場所指定

受注者は、当該現場の従事者等の喫煙、暖房器具等の取扱いについては、引火や火災等のおそれのない場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

（５）野外焼却の禁止

受注者は、抜開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野外焼却してはならない。

１．４．５ 事故防止

（１）公衆災害防止対策

受注者は、第三者(以下「公衆」という。)の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑等を防止するための措置を講じなければならない。なお、公衆に係わる区域は「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成５年１月12日付建設事務次官通達)に基づき公衆災害の防止に努めるものとする。

（２）障害等の報告

受注者は、工事施工について障害等を発見した場合、遅滞なく監督員に報告し、その措置について協議しなければならない。

（３）事前調査

受注者は、工事の施工に先立ち、施工区域の調査を行い、地上・地下工作物、樹木、井戸等に損失を与えないよう、又はその機能を阻害

しないような措置を講じなければならない。

（４）周辺地盤対策

受注者は、埋設物に近接して工事を行う場合、周囲地盤の緩み、沈下等が生じないようにしなければならない。

（５）埋設物対策

受注者は、掘削内に他の埋設物が露出した場合、監督員及び関係する管理者と協議により、防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を熟知させておかなければならない。

（６）足場等の安全対策

受注者は、工事施行に伴い設けた作業足場、手すり、安全ネット等を常に安全な状態に保ち、かつ安全帯、保安帽等の安全用具を使用し、材料、工具の落下防止及び作業従事者の墜落防止の措置を講じなければならない。

（７）可燃性ガス・有毒ガス対策

受注者は、工事の施工に当たり、特に可燃性ガスが発生する可能性のある場所で作業する場合は、当局関係部署と連絡調整を行い、現場調査を十分に行い必要な安全措置を講じなければならない。

工事の施工中は、可燃性ガス・有毒ガス（以下「有毒ガス」という。）、酸欠空気等の発生に備え、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）、「労働安全衛生規則」（昭和47年労働省令第32号）、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救命用具等を設置するとともに、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を置くなどして、事故の未然防止に万全の対策を講じなければならない。

また、工事の施工中に異常を発見した場合、直ちに工事を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告するものとする。

（８）事故防止対策協議会

事故防止の万全を図ることを目的として当局が設置している「事故防止対策協議会」あるいは「地区協議会」から委託された受注者は、協議会に参加しなければならない。

（９）照明対策

受注者は、施工に当たり、十分な照度の照明及び安全通路を常に確

保するとともに照明機器の省エネルギーに努めなければならない。

(10) 開口設置時の注意事項

受注者は、ダクト等の施工に伴い既設壁・床版に開口を設ける場合、事前に施設構造とプラント設備等の配置を十分調査・確認した上で施工しなければならない。

１．４．６ 交通誘導員の適切な運用

受注者は、通行人、車両交通等の安全を確保するため、工事、作業等の規模や内容に関らず、工事車両の出入口には交通誘導員、標識等を配置し、通行の誘導、整理を行うこと。受注者は、交通誘導員を配置する場合、次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。

（１）交通誘導員の業務

交通誘導員は、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第２条第４項に規定する警備員のうち、同法第２条第１項第２号の警備業務（「警備員等の検定等に関する規則」（昭和58年総理府令第１号）第１条第４号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させる。

（２）提出書類

受注者は施工に先立ち、以下の書面を監督員に提出しなければならない。

ア　警備業者に業務を行わせる場合

(ｱ) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された認定証の写し

(ｲ) 営業所に配属された安全教育責任者の氏名

イ　「警備業法」（昭和47年法律第117号）第23条に基づき公安委員会が実施する検定（業務に係る一級又は二級の検定）に合格した者に業務を行わせる場合

(ｱ) 当該警備業者に対して公安委員会から交付された合格証明書の写し

（３）身分証明書の携行

交通誘導員が業務を行う際は、身分証明書等（警備業者の発行する社員証、あるいは公安委員会から交付された合格証明書）を当局監督員に提示できるように、常に携行させなければならない。

（４）教育記録の保管

受注者は、「警備業法施行規則」（昭和 58 年総理府令第１号）第 38

条に基づく教育を受けた交通誘導員を配置し、教育を受けた記録について、当局監督員に提示できるように、常に保管しておかなければならない。

１．４．７ 事故時の措置及び報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに工事を中止して応急措置を講じ、事故発生の原因、措置及び被害状況をまとめた「事故発生報告書」を遅滞なく監督員に提出しなければならない。

さらに、事故被害の拡大や人身災害の発生が予測される場合、一般住民等への広報及び避難、作業員の避難等の措置を講じるものとする。

また、施工計画書の緊急連絡体制に基づき、直ちに関係機関等に連絡し、関係機関の指示に従い、その被害拡大の防止に努めなければならない。

１．４．８ 室内空気汚染対策等

（１）接着剤、塗料等の塗布

接着剤、塗料等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。また、施工時及び施工後は、通風又は換気を十分に行い、揮発した溶剤成分等による室内空気の汚染を防止する。

（２）換気の実施

内装仕上げが完了した室内は常に換気に注意し、仕上げ材料等から初期に放散されるホルムアルデヒドその他の揮発性物質を室内に滞留させないようにする。

第５節　監督員による確認、立会い等

１．５．１ 監督員による確認、立会い等

（１）監督員の立会い

監督員は、工事が契約図書どおりに行われているか確認をするために、必要に応じ、工事現場又は製作工場に立入り、立会い又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

（２）確認、立会いの準備等

受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立会いに必要な準備、人員、資機材等の提供、写真その他資料の整備をしなければならない。

（３）品質に関する義務

受注者は、契約書第８条(監督員)第２項第３号、第12条（工事材料の品質及び検査等）第２項又は第13条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第１項若しくは同条第２項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）及び第30条(検査及び引渡し)に規定する義務を免れないものとする。

（４）不可視箇所の調査

受注者は、監督員に、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供しなければならない。

（５）机上による段階確認

受注者による段階確認は、原則として臨場により実施するものとするが、やむを得ず臨場確認ができない場合、監督員は、受注者から提供された施工管理記録、写真等の資料のみで工事が設計図書どおりに行われているか確認することができる。

１．５．２ 工事関係者に対する措置請求

当局は、現場代理人、監理技術者等が工事目的物の品質、出来高の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

第６節　検　　査

１．６．１　工事完了検査

（１）工事完了届の提出

受注者は、契約書第30条（検査及び引渡し）の規定に基づき、工事完了届を監督員に提出しなければならない。

（２）完了届提出の要件

受注者は、工事完了届を監督員に提出する際には、次の事項に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

ア　設計図書に示されるすべての工事が完了していること。

イ　契約書第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第１項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。

ウ　設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図面などの資料の整備がすべて完了していること。

エ　契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を当局と締結していること。

（３）検査日の通知

当局は、工事完了検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

（４）検査内容

検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の事項に掲げる検査を行うものとする。

ア　工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

イ　工事管理状況に関する、書類、記録、写真等

（５）修補

検査員は、改造、補修、手直し等（以下「修補」という。）の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行う。なお、修補の指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第30条（検査及び引渡し）第２項に規定する期間に含めないものとする。

（６）完了検査の規定

当該工事完了検査については、「１．５．１　監督員による確認、立会い等」の（２）の規定を準用する。

１．６．２ 既済部分検査

（１）既済部分に係る検査

受注者は、契約書第38条(部分払)第１項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第39条(一部完了)の工事の完了の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。

（２）検査必要書類の提出

受注者は、契約書第38条(部分払)に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、工事出来高報告書等検査に必要な書類を作成し、監督員に提出しなければならない。

（３）検査日の通知

当局は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

（４）検査内容

検査員は、監督員及び受注者の立会の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の事項に掲げる検査を行うものとする。

ア　工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

イ　工事管理状況に関する、書類、記録、写真等

（５）修補

受注者は、検査員の指示による修補については、「１．６．１　工事完了検査」の（５）の規定に従うものとする。

（６）既済部分検査の規定

当該既済部分検査については、「１．５．１　監督員による確認、立会い等」の（２）の規定を準用する。

（７）契約解除に伴う既済部分検査

受注者は、契約書第46条（解除に伴う措置）の契約解除に伴う部分払の確認の請求を行った場合は、既済部分に係る検査を受ける。検査の内容等については、「１．６．２　既済部分検査」の（３）、（４）、（５）及び（６）に従う。

１．６．３ 中間検査

（１） 中間検査の請求

受注者は、工事の施工途中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なときは、それぞれの段階において、直ちに当局に対し検査の請求をしなければならない。

（２）検査日の決定

当該検査を行う日は、受注者の意見を聞いて、当局が決定する。

（３）検査日の通知

当局は、中間検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

（４）検査の内容

検査員は、監督員及び受注者の立会の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の事項に掲げる検査を行うものとする。

ア　工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

イ　工事管理状況に関する、書類、記録、写真等

（５）修補

受注者は、検査員の指示による修補については、「１．６．１　工事完了検査」の（５）の規定に従うものとする。

（６）中間検査の規定

当該中間検査については、「１．５．１　監督員による確認、立会い等」の（２）の規定を準用する。

１．６．４ 完了

受注者は、工事の完了の際には出来形計測を行い、その計測結果に基づいて、完了図等を作成し、監督員に提出しなければならない。

１．６．５ 完了図等

（１）作成要領

受注者は、工事完了図及びマイクロフィルムを当局「土木工事標準仕様書」の付則－12「工事完了図作成要領」及び付則－13「マイクロフィルム作成要領」に準拠して作成し、監督員に提出しなければならない。なお、完了図で作成する図面の種別は「表1.6-1」のとおりとする。

（2）保全に関する資料等

受注者は、以下の「保全に関する資料等」を監督員に提出し、内容の説明を行わなければならない。

ア　建築物等の保守に関する説明書

イ　機器性能試験成績書

ウ　機器取扱説明書

エ　機器保守点検用付属工具

オ　官公署届出書類

カ　主要な材料・機器一覧表等

表 1.6-1　完了図で作成する図面の種別

工　種	図　面　の　種　別
建　築　工　事	・　一般平面図、案内図 ・　平面図、断面図、立面図 ・　矩計図、詳細図 ・　構造図、配筋図 ・　仕上表等
建築機械 設備工事	・　屋外配管図（雨水排水を含む。） ・　各階平面図及び図示記号 ・　主要機械室平面図及び断面図 ・　基準階便所詳細図 ・　各種系統図 ・　主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等
建築電気 設備工事	・　各階の電灯、動力、電熱、避雷、構内交換、拡声、非常放送、インターホン、テレビ共同受信、火災報知等の配管・配線図及び文字・図示記号 ・　分電盤、動力制御盤、配電盤等の結線図 ・　各種系統図 ・　電気室の平面図、機器配置図 ・　各種構内線路図 ・　主要機器一覧表（品名、製造者名、形式、容量又は出力、重量、数量）等

第２章　材　　料

第１節　工事材料の品質

２．１．１ 環境への配慮

（１）法令の遵守

受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針」により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努めなければならない。

（２）揮発性有機化合物

受注者は、使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。

（３）ホルムアルデヒド放散量

受注者は、各材料のホルムアルデヒド放散量は、JIS等の材料規格において、放散量が規定されている場合は、特記仕様書による。特記仕様書がなければ「F☆☆☆☆」とする。

２．１．２ 工事材料の品質

受注者は、工事に使用する材料（機器を含む。以下同様とする。）の品質、規格等については、設計図書の定めによるほか、以下のとおりとしなければならない。

（１）材料

材料は新品とし、「２．２．１　工事材料の検査」により合格したもの又は監督員の承諾を受けたものとする。ただし、仮設に使用する材料及び特記仕様書により指定するものは、新品でなくても良い。

（２）品質及び性能の証明

使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員に提出する。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

（３）製材等の使用

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「国

等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年法律第100号）の基本方針の判断基準に従い、あらかじめ林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）に準拠した証明書を監督員に提出する。

（４）調合

調合を要する材料については、調合に先立ち調合表等を監督員に提出する。

（５）色、柄等

材料の色、柄等について、監督員の指示を受ける。

（６）見本

設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上の程度、色合い等について、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

（７）銘板の設置

機器には、受注者名、製造者名、製造年月日、形式、型番、性能等を明記した銘板を付けるものとする。

（８）再生材

再生資材の品質は本仕様書及び特記仕様書による。

２．１．３ 工事用器材 製作者の指定

（１）工事材料の品質及び性能

工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマークの表示がない材料は、監督員の承諾を受けるものとする。

（２）材料の承諾

製造所名及び製品名が記載された材料は、当該製品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。

（３）建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿

国土交通省大臣官房官庁営繕監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料評価名簿」（以下「評価名簿」という。）によると記載された材料は、評価書の写しを監督員に提出するものとする。この場合、評価書の写しをもって、「２．１．２　工事材料品質」の（２）に規定する「設計図書に定める品質及び性能を有することの証明とな

る資料」の提出を省略することができる。なお、「評価名簿」によると記載されていない場合でも優先して採用するものとする。

（4）鉄骨製作工場の使用

受注者は、鉄骨製作工場の使用について、以下のとおりとしなければならない。

ア　鉄骨製作工場は、東京都鉄骨加工工場登録制度による登録工場又は「建築基準法」（昭和25年法律第201号）第68条の26の規定による認定を受けた工場より、工事の内容に相応した工場を選定する。

イ　鉄骨製作工場の加工能力等及び施工管理技術者の適用は特記による。

ウ　鉄骨製作工場の加工能力等、特記仕様書に規定している場合は、その証明となる資料を監督員に提出する。

エ　施工管理技術者を適用する場合は、鉄骨製作の指導を行う工事管理技術者が常駐する鉄骨製作工場を選定する。

オ　選定した鉄骨製作工場の施工実績、作業管理組織、工作設備等を記載した資料を監督員に提出し、承諾を受ける。

カ　鉄骨製作工場における品質管理が適正に行われたことを示す記録を監督員に提出する。

２．１．４　アスベスト含有建材

工事に使用する各種材料は、アスベストを含有しないものとする。

第２節　工事材料の検査

２．２．１　工事材料の検査

（1）品質証明

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、別途定める「下水道局材料検査の実施基準に関する要綱」（「材料検査手続及び方法一覧」）に基づき、指示された材料の使用に当たっては、検査を受ける工事材料、又は外観及び品質証明書等を照合して確認する「工事材料検査請求書」を監督員に事前に提出し、検査を

受けるものとする。

（２）材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでの間にその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が不適当と監督員から指示された場合は、これを取り換えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（又は確認）を受けなければならない。

２．２．２ 材料の検査に伴う試験

（１）材料検査の実施

受注者は、以下の場合に試験を行わなければならない。

ア　設計図書に定められた場合

イ　「下水道局材料検査の実施基準に関する要綱」（「材料検査手続及び方法一覧」）等に基づき監督員から指示された場合

ウ　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合

（２）供試体の作成

受注者は、供試体を監督員の承諾を受けて、作成しなければならない。

（３）試験機関

受注者は、試験に当たり、公的試験機関、その他の試験機関、工事現場等適切な場所で行うものとし、その決定に当たっては、監督員の承諾を受けなければならない。

なお、公的試験機関（これに準ずる試験機関を含む。）で行う場合を除き、原則として監督員又は検査員の立会いを受けなければならない。

（４）試験方法

受注者は、試験方法について、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、JIS、HASS（空気調和・衛生工学会規格）、JEC（電気学会電気規格調査会標準規格）、JEM（日本電気工業会規格）等に定めのある場合は、それによらなければならない。

（５）試験成績書の提出

受注者は、試験が完了したとき、その試験成績書を速やかに監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

（６）費用の負担

検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

第３節　工事現場発生品（材）

２．３．１ 発生品（材）の引渡し

（１）現場発生品の引渡し

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、「発生品（材）報告書」を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引渡さなければならない。

（２）設計図書規定以外の発生品

受注者は、上記（１）以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引渡しを指示したものについては、「発生品（材）報告書」を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

第３章　工事一般

第１節　共通事項

３．１．１ 仮設工

（１）仮設計画書

受注者は、仮設工について、設計図書の定めがある場合を除き、受注者が作成した仮設計画書に基づき受注者の責任において施工しなければならない。

（２）原形復旧

受注者は、仮設物について、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

ただし､原形復旧が困難な場合等は､監督員と協議するものとする。

（３）建設副産物の処理

受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物について「１．３．12　建設副産物対策」により適切に処理しなければならない。

（４）仮設材料の品質

仮設に使用する材料は、品質管理が容易で、適正な性能を有するものとする。

（５）品質指定の無い仮設材料

特記に指示のない仮設材料は､新品以外の経年仮設材料を使用することができる。ただし、腐食、変形等による品質低下のおそれのないものとする。

３．１．２ 電力・用水設備工

（１）関係法令規定の遵守

受注者は、受電設備、配線設備、電動機設備、照明設備等の電力設備及び用水設備の設置、維持管理並びに撤去に当たり、関係法令の規定に基づき施工しなければならない。

（２）電気主任技術者の選定

受注者は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守について電気主任技術者を

選び、監督員に届け出るとともに、保守規定を制定し運用しなければならない。

（３）周辺環境への配慮

受注者は、電源設備を設置する場合、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。

３．１．３ 防塵対策工

（１）工事車両の防塵対策

受注者は、工事車両が車輪に土砂等を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には、タイヤ洗浄を行うなどの対策を講じなければならない。

（２）路面清掃の実施

受注者は、工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合は、必要に応じて散水あるいは路面清掃を行わなければならない。

（３）建設発生土等の飛散防止対策

受注者は建設発生土等の運搬にあたって、タイヤを洗浄し、荷台をシートで覆うなど、建設発生土等を飛散させないよう適切な措置を講じなければならない。

３．１．４ 足場等設置工

（１）足場等の材料及び構造

受注者は、足場、作業構台、災害防止養生設備等の設置に当たって、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号)、「建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編）」（平成５年１月12日建設事務次官通達）及びその他関係法令等に従い、荷重に耐えるとともに突風等で転倒あるいは落下することの無い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行なわなければならない。

（２）他受注者への無償使用

定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

（３）点検及び維持管理

足場等は、安全で、かつ、常時使用できるように、その種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努める。

（４）手すり先行工法の使用

枠組足場については、手すり先行工法を使用する。使用に当たっては、『「手すり先行工法に関するガイドライン」について』（厚生労働省平成21年4月24日付、基発第0424001号通達 ）の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時すべての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

３．１．５ 仮囲工

（１）仮囲い

工事における保安上の仮囲い等の設置場所、その種類は設計図書による。

（２）交通誘導員の配置

受注者は、仮囲等を設置した箇所に車両を出入りさせる場合は、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者を安全に誘導しなければならない。

３．１．６ 標識その他

受注者は、建築設備工事において、以下のとおり標識その他を設置しなければならない。

ア　「消防法」（昭和23年法律第186号）等による標識（危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止標示、火気厳禁の標識等）を設置する。

イ　機器には、名称及び記号を記入する。

ウ　配管には、識別を行い、必要に応じ用途及び流れの方向（矢印）を記入する。識別色は「表3.1-1　配管の識別色」のとおりとする。ただし、配管が部屋に露出する場合で、その部屋の機能と識別色が不釣合いなときは、監督員の指示による。

表3.1-1　配管の識別色

物　質　の　種　類	識　別　色	日本塗料工業会色番号	(参考)マンセル記号
水　道　水	水　色	G72-50L	2.5PB5/6
二次処理水	暗青色	G75-20L	5PB2/6
高度処理水	明青色	G75-30P	5PB3/8
水質自動採水	青緑色	G59-40P	10BG4/8
排　　水	灰　色	GN-55	N-5.5
蒸　　気	銀　色	－	－
空　　気	白　色	GN-95	N-9.5
灯　　油	赤　色	G09-50X	10R5/14
消火栓用	赤　色	G07-40X	7.5R4/14
消火ガス	銀　色	－	－
都市ガス、プロパンガス	淡黄色	G22-80L	2.5Y8/6
電　　線	黄灰色	G25-70B	5Y7/1
文字及び矢印	黒　色	GN-10	N-1
	白　色	GN-95	N-9.5